

は、「障害者の自助団体及び家族、親の団体」、「女性障害者」等優先的行動のための7つの分野並びに各項目の重要課題、目標及び求められる行動が示されている。また、「第2次アジア太平洋障害者の十年」の中間年に当たる平成19年（2007年）9月には、タイのバンコクにおいて「アジア太平洋障害者の十年の中間評価に関するハイレベル政府間会合」が開催され、「びわこミレニアム・フレームワーク」を補完し、平成20年（2008年）から5年間の実施を促進するための行動指針となる「びわこプラスファイブ」が採択された。

平成24年（2012年）5月に ESCAP 総会において、我が国の共同提案により「第3次アジア太平洋障害者の十年（2013-2022年）」決議が採択され、同年11月には「第2次アジア太平洋障害者の十年最終レビュー・ハイレベル政府間会合」において、「第3次アジア太平洋障害者の十年」の行動計画である「仁川戦略」が採択された。「仁川戦略」では、「貧困の削減と労働及び雇用見通しの改善」、「政治プロセス及び政策決定への参加促進」等障害者施策に関する10の目標、与えられた期間内に達成すべき27のターゲット及びその進捗状況を確認するための62の指標が設定されている。

### 3. 情報の提供・収集

内閣府では、我が国の障害者施策に関する情報提供のために、基本的枠組みである「障害者基本計画」等の英語版を作成し、内閣府ホームページ（英語版）にこれらを掲載している。また、「障害者白書の概要」の英語版を作成し、内閣府ホームページにもこれを掲載している。